

令和4年度（2022）入学

国際地域創造学部学生のための

教員免許状取得の手引



令和4年4月

琉球大学国際地域創造学部

目 次

I 国際地域創造学部において取得できる教員免許状の種類	1
◆「教員免許状取得の手引き」の利用について(注意事項等)	
II 教員免許状取得のための基礎資格及び所要単位について	2
(1) 別表第1(第5条関係)	
(2) 第66条の6に定める科目	
(3) 教職関係法令について	
(4) 「介護等体験」について	
III 国際地域創造学部教職課程共通履修モデル	3
IV 教育の基礎的理解に関する科目等	4
V 「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の修得方法	5
1. 大学において修得することを必要とする「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数	5
2. 大学が独自に設定する科目について	5
VI 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等(プログラム別・教科別)	6
1. 経済学プログラム(昼間主コース)・(中学校教諭一種免許状)	
社 会 教科に関する専門的事項	6
教科の指導法	7
大学が独自に設定する科目	7
2. 国際言語文化プログラム(昼間主コース)・(中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)	
英 語 教科に関する専門的事項	8
教科の指導法	9
大学が独自に設定する科目	9
3. 国際言語文化プログラム(夜間主コース)・(中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)	
英 語 教科に関する専門的事項	10
教科の指導法	11
大学が独自に設定する科目	11
4. 地域文化科学プログラム(中学校教諭一種免許状)	
社 会 教科に関する専門的事項	12
教科の指導法	13
大学が独自に設定する科目	13
5. 地域文化科学プログラム(高等学校教諭一種免許状)	
地理歴史 教科に関する専門的事項	14
教科の指導法	15
大学が独自に設定する科目	15
VII リフレクション・デーについて	16
VIII 教育実習、教職実践演習について	17
1. 教育実習の登録条件について(4年次実習)	17
2. 教育実習科目の履修について	18
3. 教職実践演習の登録条件	18

I 国際地域創造学部において取得できる教員免許状の種類

プログラム等	教育職員免許状の種類	免許教科
経済学プログラム 昼間主コース	中学校教諭一種免許状	社 会
国際言語文化プログラム 昼間主コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
国際言語文化プログラム 夜間主コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
地域文化科学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地 理 歴 史

◆「教員免許状取得の手引き」の利用について(注意事項等)

- (1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等」は、教員免許取得上の最低修得科目及び単位を掲載している。
- (2) 教員免許取得に必要な履修科目・単位数と、卒業に必要な履修科目・単位数については必ずしも一致しない。
そのため、卒業に必要な履修科目・単位数については、必ず学生便覧で確認すること。
- (3) 教員免許取得の科目は大きく分けて
 - ① 教員免許法施行規則第66条の6に関する科目
 - ② 教科及び指導法に関する科目
 - ③ 大学が独自に設定する科目
 - ④ 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目
 があり、それぞれに必要な科目・単位を修得する必要がある。
- (4) 教員免許取得に当たっては、1年次からの計画的履修が望まれる。
- (5) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目は、科目番号が「全教〇〇〇」(教育学部以外の他学部用)と「教職〇〇〇」(教育学部用)に分かれて開設され免許課程が異なる。
国際地域創造学部の学生は(他学部用)の「全教〇〇〇」の科目番号を履修すること。
※ 同じ科目名でも、誤った科目番号の科目を履修した場合、教員免許の科目として扱えないことがあるので、履修においては、登録する科目の科目番号にも注意すること。

II 教員免許状取得のための基礎資格及び所要単位について

教員免許状を取得するためには、教育職員免許法(第5条別表第1)に定める免許状の種類に応じて所定の単位を修得するとともに、教育職員免許法施行規則「第66条の6に定める科目」を修得しなければならない。

また、中学校教諭の免許状を取得するためには、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に定める介護等の体験(介護等体験)を行わなければならない。

なお、基礎資格と最低修得単位数は次の表のとおりです。

(1) 別表第1(第5条関係)

所要資格 免許状の種類	基礎資格	教科及び教職に関する科目(最低修得単位数)				
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目
			教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	10	11	7	4
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	24	10	9	5	12

(2) 第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の授業科目		備考
科目	単位	授業科目	単位	
日本国憲法	2	○ 憲法概論	2	これら2科目より1科目選択必修
体育	2	健康・スポーツ科学 運動・スポーツ科学演習	2 2	
外国語コミュニケーション	2	○ 大学英語	4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○ 情報科学演習	2	

注:○は免許状の必修科目

(3) 教職関係法令について

令和4年度学生便覧の参考法規(抜粋)〈一覧〉を参照すること。

(4) 「介護等体験」について

介護等体験は、中学校教諭の普通免許状の取得を希望する学生が対象で、体験期間として社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の計7日間で行う。

- ㊦ 原則として3年次対象に行う。
- ㊧ 「介護等体験」の申請は、実施年度の4月上旬に行うオリエンテーションの参加者のみ受け付ける。
- ㊨ 本学部が指定する事前・事後指導会等に必ず参加すること。不参加の場合、体験は認めない。
- ㊩ オリエンテーション、体験期間、事前・事後指導の日程等については、文系総合棟1階学部事務室前に設置された「教職掲示板」で通知する。

Ⅲ 国際地域創造学部教職課程共通履修モデル

区 分	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
教科に関する科目	該当するVI教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等(プログラム別・教科別)を参照すること。							
各教科の指導法			該当するVI教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等(プログラム別・教科別)を参照すること。					
教育の基礎的理解に関する科目	教職入門							
			教育原理					
			教育社会学A 教育社会学B	} いずれか1科目選択必修				
			教育心理学					
					特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援			
	※(1)		教育課程					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			道徳教育の理論と実践					
				総合的な学習の時間				
			特別活動論					
			教育方法					
			教育におけるICT活用					
	※(1)		生徒指導論(進路指導を含む)					
教育実践に関する科目			学校カウンセリング 教育相談 いずれか1科目選択必修				学校教育実践指導Ⅰ	
							学校教育実践指導Ⅱ	
							中学校教育実習 高等学校教育実習	
							教職実践演習(中高)	
介護等の体験(中学のみ必修)					2ページ参照			

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は希望者が多いため、必ずしも希望する年次で登録ができない場合がある。
- (2) 科目によっては、下記のとおり的前提科目の履修が必要な場合もあるので科目ごとにシラバスを確認すること。
 - ① 「学校教育実践指導Ⅰ」は、「学校教育実践指導Ⅱ」の前提科目
 - ② 「教職入門」は、「教育原理」の前提科目
- (3) 国際地域創造学部が提供している夜間主コース用の教職に関する科目は、同学部夜間主の学生が優先的に登録できる。
- (4) 教職実践演習は取得予定の教科に対応したクラスに登録する。

IV 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の授業科目		必修選択の別		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位	中一	高一	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	必修	必修	これら2科目より 1科目選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	必修	必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学A	2	選・必	選・必	
			教育社会学B	2	選・必	選・必	
	教育の社会史		2	選択	選択		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修	必修	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1	必修	必修	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程	1	必修	必修			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中11 高9	道徳教育の理論と実践	2	必修		中免のみ
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間	1	必修	必修	
	特別活動の指導法		特別活動論	2	必修	必修	
	教育の方法及び技術		教育方法	1	必修	必修	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育におけるICTの活用	1	必修	必修	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論(進路指導を含む。)	2	必修	必修	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		学校カウンセリング	2	選・必	選・必	これら2科目より 1科目選択必修
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	選・必	選・必			
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	学校教育実践指導Ⅰ	1	選択	選択	※学校教育実践指導Ⅰは学校教育実践指導Ⅱの前提科目になるので必ず修得すること。
			学校教育実践指導Ⅱ	1	必修	必修	
			中学校教育実習	4	必修		
	高等学校教育実習	2		必修			
学校体験活動						本学では履修の必要はありません。	
教職実践演習	2	教職実践演習(中高)	2	必修			
		教職実践演習(高)	2		必修		

【備 考】

- 「学校教育実践指導Ⅰ」が「中学校教育実習」及び「高等学校教育実習」の前提科目であるため、教育実習については免許法上の最低修得単位数の中学5単位、高校3単位よりも1単位多く履修することになる。
- 中高両方の免許を取得する場合、「中学校教育実習」の履修をもって両方の教育実習にあてることができる。

V 「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の修得方法

1. 大学において修得することを必要とする「教科及び教科の指導法に関する科目」の必要単位数

免許 教科	教育職員免許法施行規則に定める 各科目に含めることが必要な事項	免 許 法 最低修得単位数(必修)	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
社 会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	各科目1単位以上 計20単位以上	
地 理 歴 史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌		各科目1単位以上 計20単位以上
英 語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解	各科目1単位以上 計20単位以上	各科目1単位以上 計20単位以上
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		中学校 8単位	高等学校 4単位

※ 上記は、免許法上の最低修得単位を示したもので、提供する科目の内容によって最低修得単位数以上の単位の修得を要する場合がありますので、VIの◆**教科に関する専門的事項**の記載を必ず確認すること。

2. 大学が独自に設定する科目について

該当するVIプログラム別・教科別の◆**大学が独自に設定する科目**を参照すること。

VI 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目等(プログラム別・教科別)

1. 経済学プログラム(昼間主コース)

社 会 (中学校教諭一種免許状)

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校)

◎の必修科目及び○の選択必修科目を修得し、それらも含めて表1、表2より20単位以上修得すること。又、最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項(必ず修得すべき科目)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
日本史・外国史	◎日本史概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎世界史概論(東洋史)	2	
	◎世界史概論(西洋史)	2	
地理学(地誌を含む。)	◎人文地理学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎自然地理学概論	2	
	◎地誌学概論	2	
「法律学、政治学」	○法学概論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○政治・国際関係学概論 ※	2	
「社会学、経済学」	◎経済学概論	2	◎の必修科目を修得すること
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学原論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○倫理学原論 ※	2	

表2 教科に関する専門的事項(表1 記載以外の科目)

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
日本史・外国史		
歴史総合	考古学研究Ⅰ(地域別課題)	世界史研究Ⅳ(東洋史)
考古学Ⅰ	考古学研究Ⅱ(地域別課題)	世界史研究Ⅴ(西洋史)
考古学Ⅱ	考古学研究Ⅲ(時間別課題)	世界史研究Ⅵ(東洋史または西洋史)
日本史研究Ⅰ	考古学研究Ⅳ(時間別課題)	日本経済史
日本史研究Ⅱ	世界史研究Ⅰ(東洋史)	西洋経済史
日本史研究Ⅲ	世界史研究Ⅱ(西洋史)	
日本史研究Ⅳ	世界史研究Ⅲ(東洋史または西洋史)	
地理学(地誌を含む。)		
地理総合	文化地理学	島嶼地理学
経済地理学	地形学	
「社会学、経済学」		
ミクロ経済学(基礎)	公共経済学	国際経済学
ミクロ経済学(応用)	ゲーム理論	環境経済学
マクロ経済学(基礎)	財政学	労働経済学
マクロ経済学(応用)	金融論	開発経済学

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎社会科教育法B(地理歴史系)	2	
	◎社会科教育法C(公民系)	2	
	◎社会科教育法D	2	

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

2. 国際言語文化プログラム(昼間主コース)

英 語 (中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校・高等学校)

表1から◎の必修科目を22単位を修得すること。又、表1、表2から最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項(必ず修得すべき科目)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
英語学	◎英文法演習	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語研究Ⅰ	2	
	◎英語研究Ⅱ	2	
	◎英語研究Ⅲ	2	
英語文学	◎英米文学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎イギリス文学概論	2	
	◎アメリカ文学概論	2	
英語コミュニケーション	◎オーラルコミュニケーション	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎ライティング	2	
	◎リーディング	2	
異文化理解	◎異文化理解	2	◎の必修科目を修得すること

表2 教科に関する専門的事項(表1 記載以外の科目)

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
英語学		
英語学習論Ⅰ	英語の音声構造	英米言語文化特殊講義Ⅰ
英語学習論Ⅱ	英語の文構造	英米言語文化特殊講義Ⅱ
英語の意味解釈	日英語比較研究	
英語文学		
イギリス文学研究Ⅰ	アメリカ文学研究Ⅱ	英米言語文化特殊講義Ⅳ
イギリス文学研究Ⅱ	アメリカ文学研究Ⅲ	
アメリカ文学研究Ⅰ	英米言語文化特殊講義Ⅲ	
英語コミュニケーション		
メディアの英語	英語スピーチ	英語ディベート
アカデミックプレゼンテーション		
異文化理解		
英語の異文化コミュニケーション	英語圏の言語政策と言語権	コミュニケーションと文化
英語コミュニケーションの多様性		

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	◎英語科教育法C	2	
	◎英語科教育法D	2	

◆教科の指導法(高等学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	英語科教育法C	2	選択科目
	英語科教育法D	2	選択科目

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

◆大学が独自に設定する科目(高等学校)

「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**12単位**以上を修得すること。

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と実践	2	選択科目

3. 国際言語文化プログラム(夜間主コース)

英 語 (中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状)

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校・高等学校)

表1から◎の必修科目を22単位を修得すること。又、表1、表2から最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項(必ず修得すべき科目)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
英語学	◎英文法演習	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語研究Ⅰ	2	
	◎英語研究Ⅱ	2	
	◎英語研究Ⅲ	2	
英語文学	◎英米文学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎イギリス文学概論	2	
	◎アメリカ文学概論	2	
英語コミュニケーション	◎オーラルコミュニケーションⅠ	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎ライティングⅠ	2	
	◎リーディングⅠ	2	
異文化理解	◎異文化理解	2	◎の必修科目を修得すること

表2 教科に関する専門的事項(表1 記載以外の科目)

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
英語学		
英語学習論Ⅰ	英語の音声構造	英米言語文化特殊講義Ⅰ
英語学習論Ⅱ	英語の文構造	英米言語文化特殊講義Ⅱ
英語文学		
イギリス文学研究Ⅰ	アメリカ文学研究Ⅰ	英米言語文化特殊講義Ⅲ
イギリス文学研究Ⅱ	アメリカ文学研究Ⅱ	英米言語文化特殊講義Ⅳ
イギリス文化論	アメリカ文学研究Ⅲ	
英語コミュニケーション		
メディアの英語	オーラルコミュニケーションⅡ	実用英語演習Ⅰ
アカデミックプレゼンテーションⅠ	ライティングⅡ	実用英語演習Ⅱ
アカデミックプレゼンテーションⅡ	リーディングⅡ	上級英語演習
異文化理解		
英語コミュニケーションの多様性	英語圏の言語政策と言語権	

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	◎英語科教育法C	2	
	◎英語科教育法D	2	

◆教科の指導法(高等学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎英語科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎英語科教育法B	2	
	英語科教育法C	2	選択科目
	英語科教育法D	2	選択科目

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

◆大学が独自に設定する科目(高等学校)

「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」より、併せて**12単位**以上を修得すること。

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と実践	2	選択科目

4. 地域文化科学プログラム

社 会（中学校教諭一種免許状）

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(中学校)

◎の必修科目及び○の選択必修科目を修得し、それらも含めて表1、表2より20単位以上修得すること。又、最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項（必ず修得すべき科目）

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
日本史・外国史	◎日本史概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎世界史概論(東洋史)	2	
	◎世界史概論(西洋史)	2	
地理学(地誌を含む。)	◎人文地理学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎自然地理学概論	2	
	◎地誌学概論	2	
「法律学、政治学」	○法学概論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○政治・国際関係学概論 ※	2	
「社会学、経済学」	◎経済学概論	2	◎の必修科目を修得すること
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学原論 ※	2	} この中から1科目を選択必修すること ※人文社会学部開設科目
	○倫理学原論 ※	2	

表2 教科に関する専門的事項（表1 記載以外の科目）

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
日本史・外国史		
歴史総合	考古学研究Ⅰ(地域別課題)	世界史研究Ⅳ(東洋史)
考古学Ⅰ	考古学研究Ⅱ(地域別課題)	世界史研究Ⅴ(西洋史)
考古学Ⅱ	考古学研究Ⅲ(時間別課題)	世界史研究Ⅵ(東洋史または西洋史)
日本史研究Ⅰ	考古学研究Ⅳ(時間別課題)	日本経済史
日本史研究Ⅱ	世界史研究Ⅰ(東洋史)	西洋経済史
日本史研究Ⅲ	世界史研究Ⅱ(西洋史)	
日本史研究Ⅳ	世界史研究Ⅲ(東洋史または西洋史)	
地理学(地誌を含む。)		
地理総合	文化地理学	島嶼地理学
経済地理学	地形学	
「社会学、経済学」		
ミクロ経済学(基礎)	公共経済学	国際経済学
ミクロ経済学(応用)	ゲーム理論	環境経済学
マクロ経済学(基礎)	財政学	労働経済学
マクロ経済学(応用)	金融論	開発経済学

◆教科の指導法(中学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎社会科教育法B(地理歴史系)	2	
	◎社会科教育法C(公民系)	2	
	◎社会科教育法D	2	

◆大学が独自に設定する科目(中学校)

最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**4単位**以上を修得すること。

5. 地域文化科学プログラム

地理歴史（高等学校教諭一種免許状）

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◆教科に関する専門的事項(高等学校)

◎の必修科目を修得した上で、表1、表2より20単位以上修得すること。又、最低修得単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

表1 教科に関する専門的事項（必ず修得すべき科目）

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
日本史	◎日本史概論	2	◎の必修科目を修得すること
外国史	◎世界史概論(東洋史)	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎世界史概論(西洋史)	2	
人文地理学・自然地理学	◎人文地理学概論	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎自然地理学概論	2	
地誌	◎地誌学概論	2	◎の必修科目を修得すること

表2 教科に関する専門的事項（表1 記載以外の科目）

国際地域創造学部で提供する「教科に関する専門的事項」		
日本史		
考古学Ⅰ	日本史研究Ⅲ	考古学研究Ⅲ(時間別課題)
考古学Ⅱ	日本史研究Ⅳ	考古学研究Ⅳ(時間別課題)
日本史研究Ⅰ	考古学研究Ⅰ(地域別課題)	日本経済史
日本史研究Ⅱ	考古学研究Ⅱ(地域別課題)	
外国史		
世界史研究Ⅰ(東洋史)	世界史研究Ⅳ(東洋史)	西洋経済史
世界史研究Ⅱ(西洋史)	世界史研究Ⅴ(西洋史)	
世界史研究Ⅲ(東洋史または西洋史)	世界史研究Ⅵ(東洋史または西洋史)	
人文地理学・自然地理学		
経済地理学	文化地理学	地形学
地誌		
島嶼地理学		

◆教科の指導法(高等学校)

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会科教育法A	2	◎の必修科目を全て修得すること
	◎社会科教育法B(地理歴史系)	2	

◆大学が独自に設定する科目(高等学校)

「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」より、併せて**12単位**以上を修得すること。

各科目に含めることが必要な事項	授 業 科 目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と実践	2	選択科目
	歴史総合	2	選択科目
	地理総合	2	選択科目

※ 中学校教諭免許状「社会」と高等学校教諭免許状「地理歴史」の両方を取得予定の学生が、「地理歴史」の申請に使用できる教科教育法は、「社会科教育法A」と「社会科教育法B(地理歴史系)」です。残りの社会科教育法CとDは、「大学が独自に設定する科目」の単位としても充てることはできません。

Ⅶ リフレクション・デーについて

本学では、理論と実践を結び付けた教職に関する学びを支援し、実践力の高い教員を養成するために、「リフレクション・デー」を設けます。「リフレクション・デー」とは、教員免許状の取得を希望する学生が必ず履修するセミナーであり、学生各自が作成した教職カルテ等を学びの履歴として用いて授業や様々な活動を通して、学んだ知識や技能などの振り返り(省察)を行います。

1. 対象

教職課程の履修を希望する全ての学生(当面は教育学部生を除く)

2. 実施時期等

(1)実施時期

リフレクション・デーの実施時期は次の2期です。

第Ⅰ期:教職課程の履修を始めた年度(又は履修を始める前年度)の年度末

第Ⅱ期:教育実習の前年度の年度末

(2)実施日

後学期期末試験終了後から2週間程度の中の1日を予定しています。

また、第Ⅰ期と第Ⅱ期は同日開催とします。

(3)実施時間

①第Ⅰ期は開催日の午前11時から午後1時まで

②第Ⅱ期は開催日の午前9時から12時まで

※開催日の午前11時から12時までは、第Ⅰ期対象者は第Ⅱ期対象者のアドバイスを受けて、これまでの振り返りと次年次以降の計画を立てる時間とします。

◆2. の詳細については、後学期開始前に教務情報システムのお知らせ欄や各学部掲示板等でお知らせします。

3. リフレクション・デーの位置づけ

(1)第Ⅰ期に参加していなければ、第Ⅱ期に参加することはできません。第Ⅰ期と第Ⅱ期同時に(同一年度に)参加することはできません。

(2)第Ⅱ期に参加していなければ、翌年の「学校教育実践指導Ⅱ」の履修を認めません。

4. 内容

(1)外部講師による実践講話

(2)教育観、「教職カルテ」の確認及び記述, 自己評価の記述

※参加する学生は直近の「教職カルテ」をプリントアウトして持参する。

(3)グループワーク①「教職カルテ」等の相互確認及びシェアリング

(4)今後の学習活動計画の作成

(5)グループワーク②学習活動計画の相互確認及びシェアリング

※第Ⅰ期履修者の(3)～(5)については、第Ⅱ期履修者のアドバイスをもらいながら進める。

VIII 教育実習、教職実践演習について

1.教育実習の登録条件について(4年次実習) (教育学部以外) 【※令和4年4月以降入学生より適用】

【登録条件】教育実習登録時に以下の(1)～(3)の条件を満たすことが必要となります。

条件(1) 以下の科目を履修済みであること。(高免は⑩を除く)

- ①「教職入門」
- ②「教育原理」
- ③「教育心理学」
- ④「教育におけるICT活用」
- ⑤「教育相談or学校カウンセリング」
- ⑥「教育課程」
- ⑦「教育方法」
- ⑨「生徒指導論(進路指導を含む)」
- ⑫「道德教育の理論と実践」
- ⑬「各教科の指導法」の科目から4単位以上(ただし、高免の場合は4単位のうち2単位までは同時履修可とする。)
- ⑭「教科に関する専門的事項」に係る科目に関しては、必修単位の4分の3以上
- ⑮「学校教育実践指導Ⅰ」

条件(2) 以下の科目を履修済み又は同時履修中であること。

- ⑧「教育社会学AorB」
- ⑩「特別活動論」
- ⑪「特別な支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援」

条件(3) 以下の科目を同時履修すること。

- ⑯「学校教育実践指導Ⅱ」

科目名	受講年次	条件(1) 履修済み	条件(2) 履修済み又は同時履修中	条件(3) 同時履修
① 教職入門	1年前期～1年後期	○		
② 教育原理	1年後期～2年前期	○		
③ 教育心理学	2年前期～2年後期	○		
④ 教育におけるICT活用	1年後期～2年前期	○		
⑤ 教育相談or学校カウンセリング	2年前期～2年後期	○		
⑥ 教育課程	2年前期～3年後期	○		
⑦ 教育方法	2年前期～3年後期	○		
⑧ 教育社会学AorB	2年前期～3年後期	○	○	
⑨ 生徒指導論(進路指導を含む)	2年前期～3年後期	○		
⑩ 特別活動論	2年前期～3年後期	○	○	
⑪ 特別な支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	3年前期～3年後期	○	○	
⑫ 道德教育の理論と実践	2年前期～3年後期	○ ※中免のみ		
⑬ 各教科の指導法	2年前期～3年後期	○	4単位以上 (※高免については、4単位のうち2単位までは同時履修可とする。)	
⑭ 教科に関する専門的事項に係る科目		○	必修単位の4分の3以上	
⑮ 学校教育実践指導Ⅰ	3年後期	○		
⑯ 学校教育実践指導Ⅱ	4年前期又は通年	○		○

必修の科目で登録条件となっていない科目

科目名	受講年次
総合的な学習の時間	3年前期～

2.教育実習科目の履修について

学校種	教育実習の履修順位	
	3年次	4年次
中学校	学校教育実践指導Ⅰ	学校教育実践指導Ⅱと中学校教育実習
高等学校	学校教育実践指導Ⅰ	学校教育実践指導Ⅱと高等学校教育実習

【備考】

- (1) 教育実習の仮登録は、前年度に行う。
- (2) 「学校教育実践指導Ⅰ」は、「学校教育実践指導Ⅱ」の前提科目になるので必ず履修すること。
- (3) 教育実習は免許状の学校種の実習を修得すること(修得方法については、時間割で指示する)。

3.教職実践演習の登録条件

1つ以上の教員免許状について教育職員免許法上の免許取得要件となる科目群を修得済みで、かつ教職カルテを準備してある学生に対して、教職実践演習の所定のクラスに登録を認める。

(「教職実践演習の実施に関するガイドライン」 琉球大学教員養成運営委員会 制定)

条件① 4年前期終了時まで、教職実践演習を除く他の免許必須科目を履修済みであること。

条件② 1年前期から4年前期までの教職カルテ(授業リフレクションシート及び自己成長評価シート)を完備しておく必要がある。